平成３０年（フ）第４号
北海道帯広市公園東町２丁目２番地　公園東町団地１号棟512、破産申立時の住所北海道帯広市西23条南１丁目18番地１　松金ハイツＥ号室
債務者　阿部　紗己
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第５号
北海道帯広市公園東町２丁目２番地　公園東町団地１号棟512、破産申立時の住所北海道帯広市西23条南１丁目18番地１　松金ハイツＥ号室
債務者　阿部　祐也
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第８号
北海道広尾郡大樹町字大樹６番地25　くるみ寮205号室
債務者　長内千恵子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第５号
福島県会津若松市町北町大字藤室字藤室南192番地、前住所福島県会津若松市門田町大字中野字屋敷18番地の１　第一ハウス２Ｆ
債務者　梅津　紳司
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
新潟県上越市春日新田５丁目１番５号　メゾンカミーノ　102号
債務者　細井　徳治
1　決定年月日時　平成30年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第９８号
新潟県上越市春日新田５丁目１番５号　メゾンカミーノ　102号
債務者　細井　節子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第３号
岐阜県中津川市中一色町４番58号
債務者　原　英理子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第５０１５号
大阪府豊中市服部豊町１丁目６番３－103号
債務者　宇野　潤菜（旧姓岡上）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２２４号
大阪市都島区都島中通３丁目４番５号　ロイヤルハイム一富士　602号
債務者　東郷　英大
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６０２号
大阪市西成区松１丁目３番１－1004号
債務者　土居　臣仁
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６８５号
大阪府豊中市服部豊町２丁目６番20－201号
債務者　谷口　和彦
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７００号
大阪府東大阪市新庄３丁目19番７号　インペリアルＫ３－305
債務者　坂本　　栞
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７３０号
大阪市中央区高津１丁目４番18号　協伸ビル３階
債務者　宮崎　友里
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７６２号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目１番21－705号　ドエルレーベンアネックス
債務者　窪田　賢吾
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３７号
大阪府八尾市南太子堂４丁目１番９号　ハイツ浅野102号
債務者　大北恵美子（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２８３号
大阪府寝屋川市石津元町10番23号（101号）
債務者　アサミナオキこと　浅海　直記
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部